

# 米加工品製造業者の皆さまへ

平成22年10月から

## 米トレーサビリティ法がスタートします。

### 食品のトレーサビリティ

- 生産から販売の各段階を通じ、食品の移動をわかるようにすることです。
- 食品事故発生時に素早く回収や原因究明ができ、安全な他の流通ルートでの取引が継続できます。

### 米トレーサビリティ法 ※

- 米加工品製造業者の皆さまだけでなく、米・米加工品に関わる事業者が、以下の取組みを行わなければならないことになっています。
- 食品事故や産地偽装発生時に、原因、流通ルートを速やかに特定でき、製品回収コストを低減させることができます。

※ 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」

**伝票の受領・発行** 原料となる「米」、「米粉」を入荷する際には、伝票等を受領してください。

**3年間保存** 受領した伝票等、発行した伝票等の控えは3年間保存してください。

**産地を伝達** 「米加工品」を出荷する際には、原料米の産地を取引相手に伝えてください。一般消費者向け商品を製造する際は、容器・包装に原料米の産地を記載してください。



生産者から小売業者、外食業者に至る流通経路全体でのトレーサビリティの確保のため、

伝票等を保存していなかった場合には…  
罰則規定(50万円以下の罰金)が適用になります。

次の事業者が正しく産地を記録し、消費者にまで正しく産地を伝達出来るよう、  
事業者間の産地情報伝達に義務違反があった場合には…  
罰則規定(50万円以下の罰金)が適用になります。

一般消費者への産地情報伝達に義務違反があった場合には…  
勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則規定(50万円以下の罰金)が適用になります。

詳細は裏面へ

## 取引等の記録の作成・保存 <平成22年10月1日施行>

### 伝票等についての確認事項

〔 実際の取引において取り交わされる伝票類(帳簿でも可)において、下記に掲げる事項が記載されていれば、それを保存しておくことで、記録・保存の義務を果たしたことになります。 〕

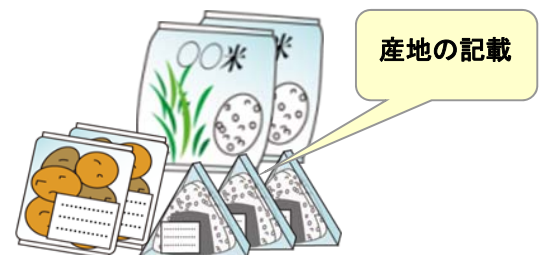
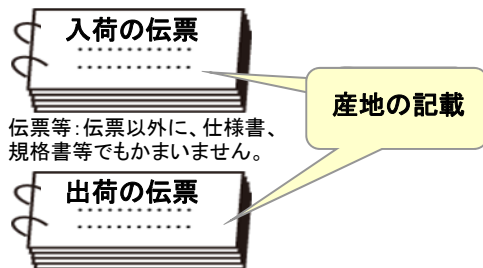
### 対象品目の確認

- 米穀(玄米・精米等)
- 米粉や米こうじ等の中間原材料
- 米飯類
- もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

### 伝票の内容の確認

- 品名 (取引において通常用いている名称)
- 産地(注1~3) (「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等)
- 数量 (取引において通常用いている単位)
- 年月日 (搬出入した日(困難な場合は、受発注日等))
- 取引先名 (取引先の氏名又は名称)
- 搬出入した場所 (その場所が特定できるような名称及び所在地)

## 事業者間の産地情報の伝達 (注1~3) <平成23年7月1日施行>



## 一般消費者への産地情報の伝達 (注1~3) <平成23年7月1日施行>

### 【産地情報の伝達例】



(注1) 産地情報の伝達義務、伝票への産地の記録義務は、平成23年7月1日より前に、生産者から譲渡されたもの(輸入されたものについては、国内需要者等に譲渡されたもの)については、除外されます。

(注2) 産地の記載については、取引先の業者により伝達された産地情報に基づいて記録してください。

(注3) 米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりんについて、最終的な一般消費者販売用の容器・包装に入れられ、当該容器包装に産地が具体的に明記されている場合は、伝票等への産地の記載は不要です。

【お問い合わせ先】 北陸農政局 新潟農政事務所 食糧部 新潟市中央区船場町2-3435-1 (TEL) 025-228-5213

■地域第一課 長岡市古正寺町字中割51-3 (TEL)0258-27-2011 ■地域第四課 上越市東雲町2-6-1 (TEL)025-543-4574

■地域第二課 新発田市豊町2-6-26 (TEL)0254-22-4101 ■地域第五課 魚沼市青島634-5 (TEL)025-792-8211

■地域第三課 燕市井土巻4-97-1 (TEL)0256-61-6011 ■佐渡統計・情報センター 佐渡市千種139-3(TEL)0259-63-2561

農林水産省のHPでは、米トレーサビリティ法についての詳しい情報を掲載しています。

米トレーサビリティ法 |

